

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0012

平成31年度行政事業レビューシート (法務省)												
事業名		選挙事犯の取締り対応			担当部局庁		刑事局			作成責任者		
事業開始年度		不明	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室		総務課			総務課長 濱 克彦		
会計区分		一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		刑法, 刑事訴訟法, 公職選挙法第4条第1項			関係する 計画、通知等		-					
主要政策・施策		-			主要経費		その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		大型選挙違反事犯(衆議院議員総選挙, 参議院議員通常選挙及び統一地方選挙)について, 直接的に違反行為をした者の背後にいる者の関与を含め, 迅速的確に事案の真相を解明して適切な捜査処理を行い, 公判を遂行することを目的としている。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)		選挙事犯の真相を解明して適切な捜査処理を行い公判を遂行するため, 検察が組織的に対処して, 綿密な捜査活動を行い, 密度の濃い公判立証活動を実施する体制を整備する。										
実施方法		直接実施										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)				28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
		予算 の 状 況	当初予算	44	-	1	64	-				
			補正予算	-	-	-	-					
			前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
			翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
			予備費等	-	33	-	-					
		計		44	33	1	64	0				
		執行額		33	24	0						
		執行率 (%)		75%	73%	0%						
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		75%	#DIV/0!	-						
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)		歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由							
		職員旅費	38	-	-							
		選挙取締庁費	14	-								
		検察業務庁費	8	-								
		選挙取締旅費	4	-								
		庁費	0	-								
		計		64	-							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)		定量的な成果目標	成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
					成果実績	-	-	-	-	-	-	
					目標値	-	-	-	-	-	-	
					達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)		-										
定量的な成果目標の 設定が困難な場合	定量的な目標 が設定できない理由及び定 性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と28～30年度の達成状況・実績							
		本事業は, 迅速的確に選挙事犯の真相を解明して, 適切な捜査処理・公判の遂行を目的としていることなどから, 定量的な成果目標(いつまでにどの程度といった目標)を設定することが困難である。			選挙事犯の真相を解明して適切な捜査処理を行う。 各年度において, 迅速・的確な捜査処理を適切に行った。							
	事業の妥当性を 検証するための代替的な 達成目標及び実績	代替目標	代替指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
					実績	%	96.3	89	82	-	-	
		適切な捜査処理の実施	選挙事犯の処理率(選挙事犯の処理件数／受理件数)		目標値	%	100	100	100	-	-	
				達成度	%	96.3	89	82	-	-		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込		
選挙事犯の受理件数		活動実績	件		456	281	211	-	-		
		当初見込み	-		-	-	-	-	-		
単位当たり コスト		算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込			
		(X) 予算執行額／(Y) 選挙事犯受理件数		単位当たり コスト	円／件	73,129	84,580	0	-		
		計算式	X/Y	33,347,000 /456	23,767,000 /281	0/211	-				
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	検察権の適正迅速な行使(Ⅱ-5)								
		施策	適正迅速な検察権の行使(Ⅱ-5-(1)) 検察権行使を支える事務の適正な運営(Ⅱ-5-(2))								
		測定指標	定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
					実績値	-	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-	-
			定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
					-	-	施策の進捗状況(実績)				
					-	-					
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項 (第一階層) KPI	分野:	-	-						
			KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
					成果実績	-	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-	-
					達成度	%	-	-	-	-	-
		本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善							
	項 目		評 価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	選挙の公正を確保することは、国民の社会のニーズにかなった重要な事業の目的である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	刑事事件の捜査・公判等の検察権の行使は、国が実施すべき事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	選挙事犯の取締りは選挙の公正を確保するために不可欠である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-			
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。						
	競争性のない随意契約となったものはないか。						
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	使途を事業達成のために必要なものに限定している上、コスト削減に努めており、妥当である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費用・使途は、事業目的に限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用の理由は、選挙事犯の捜査のための出張等の件数が予測を下回ったためである。			
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-				
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	使途を事業達成のために必要なものに限定しており、低コストで実施できている。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-			
	所管府省名	事業番号	事業名				
		-	-				
点検・改善結果	点検結果	効率的な予算の執行のため、使途を事業達成のために必要なものに限定した結果、平成30年度における執行実績がなかったものであり、執行額の削減が図られている。					
	改善の方向性	更なる経費の削減に努めるとともに、執行実績等を踏まえ、令和2年度以降の予算に反映させることとする。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	0035	平成23年度	0032	平成24年度	0034	平成25年度	0012
平成26年度	0011	平成27年度	0011	平成28年度	0011	平成29年度	0011
平成30年度	法務省 (0011)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

平成30年度の執行実績なし。
想定される執行フロー図を記載

法務省

・各種選挙に際し発生する各種選挙事犯の捜査指導等を行うための旅費等
・各種選挙に際し発生する各種選挙事犯の捜査処理を行うために必要な予算を地方に配分

【一般競争契約(最低価格)等】

A. 小売業者 ほか

・各庁との会議・連絡に必要なとなる資料の作成のための消耗品の購入等

旅費の支給

B. 職員 ほか

・各庁への各種選挙事犯捜査に関する指導及び監査を行うために必要な旅費

本省から予算配分

C. 検察庁

・各種選挙事犯の捜査処理を行うために必要な旅費及び物品の購入・役務の契約等

【一般競争契約(最低価格)等】

D. 小売業者 ほか

・各種選挙事犯の捜査のために必要な物品の購入及び役務の契約

旅費の支給

E. 職員 ほか

・各種選挙事犯の捜査のために必要な職員旅費及び参考人・通訳人等の旅費

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている)

A.			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	C.			D.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1								

